

令和6年度（2024年度）八王子市居住環境整備補助金交付取扱要領

（趣旨）

第1条 この要領は、令和6年度（2024年度）八王子市居住環境整備補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づく補助事業の実施にあたり必要な事項を定めるものとする。

（所有者等）

第2条 要綱第2条第1号に規定する「所有者」の範囲については次のとおりとする。

- (1) 建物登記上の所有者、又は固定資産税・都市計画税納税通知書に記載されている建物所有者
- (2) (1)の所有者が既に死亡している場合、その相続人
- (3) (1)の所有者の1親等の親族、又は法定相続人
- (4) (3)の居住者が居住する補助対象住宅については、賃貸借によるものでないこと

2 前項の内容を確認するための書類として、次のものを必要書類とする。

- (1) 登記事項証明書又は納税通知書の写し
- (2) 戸籍謄本（抄本）等、相続関係又は親族関係が確認できるもの
- (3) 家賃等を負担していないことを証するもの（申出書等）

（長屋）

第3条 要綱第2条第6号に規定する「長屋」は、各住戸と住戸の間の界壁以外共有する部分がなく、各住戸に外部から直接出入り出来るものとする。ただし、以下のいずれにも該当するものは、専用住宅として扱う。

- (1) 住戸数が2つのもの
- (2) 1棟の全体を改修するもの
- (3) 改修工事及び補助金申請において所有者（区分所有者を含む）全員の承諾を得ているもの

2 前項ただし書きによる住宅について要綱第5条第6号の補助対象改修工事（長寿命化改修工事）の補助金申請を行う場合、1棟につき1申請とする。

（国等の補助金との併用）

第4条 要綱第5条に規定する「補助対象改修工事等」において、国等の補助金との併用の可否については、併用しようとする当該補助金の交付要綱等の規定に従うものとする。

（併用住宅）

第5条 要綱第5条第6号の補助対象改修工事（長寿命化改修工事）における、要綱第

4 条第 8 号に規定する併用住宅の自己の居住の用に供する部分の補助対象改修工事費の算出は、全体の補助対象改修工事費に、延べ床面積に対する住宅部分の床面積の割合を乗じて得たものとする。

附則

この取り扱いは、令和 6 年（2024 年）4 月 1 日から施行する。